



# 安全安心で利便性の高い 交通環境の整備を進めます



渋谷区では鉄道やバスといった公共交通機関に加え、自転車活用推進計画を策定して進めるほか、自転車のシェアリング（ドコモバイクシェア）や電動キックボードのシェアリング（Luup）に関する実証実験を行い、交通環境の整備を進めてきました。本年施行される改正道路交通法は、渋谷区内・区民の交通環境に大きな影響がある内容となっており、本号では自転車利用者のヘルメット着用や電動キックボードの取扱いについて、以下の通り特集いたします。

## 自転車ヘルメット着用の努力義務化

本年4月1日から改正道路交通法の施行により、自転車を利用するすべての人のヘルメット着用が努力義務化されました。これまで13歳未満の子どものみ自転車乗車時のヘルメット着用が努力義務とされてきましたが、中学生や高校生の自転車事故が多発してきた事から、その点について見直す必要があると指摘されていました。また、警視庁の統計によると、自転車による死亡事故のおよそ7割が頭部に致命傷を負っていることや、ヘルメットを着用していない時の死亡率はヘルメットを着用している時の2.3倍にも及ぶといったデータもあります。

2020年4月施行の都条例改正により、すでに都内ではヘルメットの着用が努力義務化され、渋谷区でも着用促進に向けた啓発などをしてきたところですが、この度の法改正を契機に、ヘルメット着用をはじめとした自転車の安全対策、そして自転車交通環境の整備を更に進めていきます。



### 渋谷区独自

### ヘルメット購入助成を実現!!

本年6月の定例会にて計上・議決された補正予算により、自転車用ヘルメットの購入助成が始まります。助成金額は最大2,000円で、期間は7月18日から来年3月31日まで。渋谷区在住の方が、事業協力店で購入する、SGマークといった各種の安全基準を満たすマークのついたヘルメットが対象となります。事前の申請や各種の手続きが必要となりますので、詳細は渋谷区公式サイトに記載の「交付要綱」や「購入の流れ」等も確認の上、ぜひご活用ください。



## 電動キックボードへの対応

電動キックボードは道交法上、原動機付自転車として扱いでしたが、渋谷区では2021年4月より産業競争力強化法に基づく「新事業特例制度」のもと、実証実験（制限速度15km、免許証を要登録、ヘルメット着用は任意）が行われてきました。そして実証実験の結果等を踏まえ、本年7月より施行の改正道路交通法では、新たに「特定小型原動機付自転車」として各種の規定が整備されました。

道交法規則で定める「電動、最高速度が時速20km以下、長さ190cm以内かつ幅60cm以内」といった各種基準を満たした際は、原付の免許不要で16歳以上であれば乗れる他、ヘルメット着用も任意（努力義務）となります。また最高速度6km以下の歩道モードへの切替えが可能といった各種基準を満たす新機種では、歩道での走行も可能となります。

電動キックボード業界の先駆けともいえるLuup社があり、先駆的な取り組みを進めている渋谷区。今後も安全への対策を強化し、利便性と安全性を備えた交通環境の整備を進めていきます。



道路交通法の改正ポイント	原動機付自転車	特定小型原動機付自転車
免許	必須	不要
ヘルメット	必須	任意(努力義務)
自賠責保険	必須	必須
ナンバープレート	必須	必須
速度制限	時速30km	時速20km
走行場所	車道のみ	車道・自転車レーン・路側帯
年齢制限	免許に準ずる	16歳以上

渋谷区議会議員 松本翔は、バランスのとれた施策を実現します